

# 令和3年泉北環境整備施設組合議会

## 第3回定例会 会議録

令和3年10月29日（金）

泉北環境整備施設組合議会

1 令和3年10月29日（金）午前10時、泉北環境整備施設組合議会第3回定例会を本組合議場に招集した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番	明石	宏隆	君	2番	二瓶	貴博	君
3番	久保田	和典	君	4番	畑中	政昭	君
5番	森	博英	君	6番	高橋	登	君
7番	村田	雅利	君	8番	貫野	幸治郎	君
9番	池辺	貢三	君	10番	田立	恵子	君
11番	服部	敏男	君	12番	埜田	英伸	君
13番	坂元	純一	君	14番	飯阪	光典	君
15番	小野林	治三夫	君				

1 欠席議員は、次のとおりである。

なし

1 地方自治法第121条の規定により、本会に出席を求め出席したるものは、次のとおりである。

管 理 者	阪口	伸六	副 管 理 者	辻	宏康
副 管 理 者	南出	賢一	事 務 局 長	土本	修一
事 務 局 次 長	飯坂	孝生	会 計 管 理 者	平田	忠之
総 務 部 長	西井	英明	環 境 部 長	西田	尚史
総 務 部 理 事	炭谷	力	総 務 部 次 長 兼 監 査 事 務 局	渡邊	一午
総 務 部 次 長 兼 議 会 事 務 室 長 兼 監 査 事 務 室 長 兼 公 平 委 員 会 事 務 局 長	月下	浩一	総 務 部 総 務 課 長	山内	良二
総 務 部 理 事 兼 総 務 人 事 課 長	坂上	晃	環 境 部 理 事	逢野	典夫

環境部次長 貴志 泰章

環境部次長 村上 則次

環境部次長 石川 晋一

環境部  
環境事業課長 西田 育生

環境部  
資源循環型社会推進課長 野井 昭彦

- 1 本会に出席の事務局職員は次のとおりである。

総務部  
総務人事課長代理 奥田 大輝

1 本日の議事日程は次のとおりである。

- |       |          |   |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 |          | 議席の指定について                                 |
| 日程第 2 |          | 会議録署名議員の指名について                            |
| 日程第 3 |          | 会期の決定について                                 |
| 日程第 4 | 議選第 4号   | 議会運営委員会委員の選任について                          |
| 日程第 5 | 議案第 9号   | 監査委員（議選）の選任について                           |
| 日程第 6 | 監査報告第10号 | 例月現金出納検査の結果報告について<br>(令和3年6月分)            |
| 日程第 7 | 監査報告第11号 | 例月現金出納検査の結果報告について<br>(令和3年7月分)            |
| 日程第 8 | 監査報告第12号 | 例月現金出納検査の結果報告について<br>(令和3年8月分)            |
| 日程第 9 | 報告第 2号   | 令和2年度泉北環境整備施設組合一般会計継続費精算報告書の報告について        |
| 日程第10 | 議案第10号   | 泉北環境整備施設組合泉北クリーンセンター整備基本構想策定委員会設置条例制定について |
| 日程第11 | 議案第11号   | 黒石最終処分場排水管布設工事請負契約の一部を変更する契約の締結について       |
| 日程第12 | 議案第12号   | 令和3年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第2号）について          |
| 日程第13 | 認定第 1号   | 令和2年度泉北環境整備施設組合一般会計歳入歳出決算認定について           |

(午前10時5分開会)

○議長（貫野幸治郎君） お待たせいたしました。

議員各位におかれましては、公私何かとお忙しい中、本日招集されました令和3年泉北環境整備施設組合議会第3回定例会にご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

ただいま出席議員は15名で、全員の出席をいただいておりますので、令和3年泉北環境整備施設組合議会第3回定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

それでは、ここで、管理者より組合議会招集の挨拶のため発言の申出がありますので、これを許可いたします。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 改めまして、おはようございます。管理者の阪口でございます。

議長さんのお許しをいただきまして、本組合議会第3回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともに非常にご多忙の中、本日、令和3年泉北環境整備施設組合議会第3回定例会をお願い申し上げましたところ、ご出席を賜りまして、心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、和泉市の議員各位におかれましては、役員改選が行われ、本組合の派遣議員として新しくお迎えをすることと相なりました。心からご歓迎を申し上げますとともに、今後とも本組合運営に対しまして温かいご理解、ご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今定例会でご審議をいただきます案件につきましては、既に皆様方の手元にお届けをいたしておりますとおり、議員皆様方の中から選出をされます監査委員の選任、そして、泉北クリーンセンターの整備に係る基本構想策定委員会の設置の条例制定、工事請負契約の変更、一般会計補正予算、令和2年度一般会計歳入歳出決算認定の各案件に加え、例月現金出納検査の結果報告など報告4件となっております。いずれの案件につきましても、よろしくご審議をいただきまして、ご可決、ご同意、ご認定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（貫野幸治郎君） 管理者の挨拶が終わりました。

なお、本日の日程につきましては、議会申合せ事項により、日程第4、議選第4号、議会

運営委員会委員の選任についてまでの議事の取扱い及び日程につきましては私が決定させていただくものとして、お手元にご配付いたしております日程により議事を進めてまいりたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、お手元の日程どおり順次議事を進めてまいります。

○議長（貫野幸治郎君） それでは、**日程第1、議席の指定について**を議題といたします。

本件につきましては、本組合議会会議規則第4条第1項の規定に基づきまして、私より指定させていただきます。

それでは、11番 服部敏男議員。12番 埴田英伸議員。13番 坂元純一議員。14番 飯阪光典議員。15番 小野林治三夫議員。以上のとおり議席を指定いたします。

その他の議員におかれましては、従前の議席でお願いをいたします。

○議長（貫野幸治郎君） 次に、**日程第2、会議録署名議員の指名について**であります。本組合議会会議規則第87条の規定により、私よりご指名申し上げます。

3番 久保田和典議員、11番 服部敏男議員のご両名をお願いをいたします。

○議長（貫野幸治郎君） 次に、**日程第3、会期の決定について**を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしまして、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（貫野幸治郎君） 次に、**日程第4、議選第4号、議会運営委員会委員の選任について**を議題といたします。

本件につきましては、既にご協議いただいておりますので、本組合議会委員会条例第4条第1項の規定に基づき、私よりご指名申し上げ、選任させていただきたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、私よりご指名申し上げます。

議会運営委員会委員に、12番 埴田英伸議員、13番 坂元純一議員、以上2名の方々を選任したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議選第4号、議会運営委員会委員の選任については、ただ

いまご指名申し上げましたとおり選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。議会運営委員並びに副議長は会議室にお集まり願います。  
他の議員さんにつきましては、そのまましばらくご休憩をお願いいたします。

(午前10時11分休憩)

(午前10時34分再開)

○議長（貫野幸治郎君） 長らくお待たせいたしました。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、本日のこれよりの日程、日程第5以降につきましては、議会運営委員会の決定により、お手元にご配付いたしております日程により、順次議事を進めてまいりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、順次議事を進めてまいります。

それでは、引き続き議事に入ります。

○議長（貫野幸治郎君） **日程第5、議案第9号、監査委員の選任について**を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、飯阪光典議員に除斥を求めます。

(飯阪議員退席)

それでは、本件につきまして、管理者より説明を求めます。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） ただいま上程されました議案第9号、監査委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本組合監査委員のうち、議会議員の中から選任されておりました吉川茂樹議員には大変お世話になりましたが、今般、組合議員を退任され、その後任といたしまして飯阪光典議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項並びに本組規約第12条第2項の規定に基づきまして、議会のご同意を賜りたく、ここにご提案を申し上げた次第でございます。

飯阪光典議員は、平成28年9月に和泉市議会議員にご就任になり、現在2期目のご在任中で、豊富な知識と経験は本組合監査委員として適任者であると確信をいたしておる次第でございます。どうかよろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由のご説明とさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

○議長（貫野幸治郎君） 管理者の説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、質疑・討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件につきまして、同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第6号、監査委員の選任については、提案どおり同意することに決定いたしました。

ここで、飯阪議員の除斥を解きます。

(飯阪議員着席)

○議長(貫野幸治郎君) 次に、**日程第6、監査報告第10号から日程第8、監査報告第12号までの例月現金出納検査の結果報告**については、議会運営委員会の決定により一括議題といたします。

本件につきまして、質疑がありましたらお受けいたします。質疑の発言はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、本件につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく報告があったものとして処理させていただきます。

○議長(貫野幸治郎君) 次に、**日程第9、報告第2号、令和2年度泉北環境整備施設組合一般会計継続費精算報告書の報告**についてを議題といたします。

本件につきましては、提案説明を求めます。

西井総務部長。

○総務部長(西井英明君) 総務部長の西井でございます。

ただいま議題となりました報告第2号、令和2年度泉北環境整備施設組合一般会計継続費精算報告書の報告につきましてご説明を申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

本件につきましては、施設の老朽化に伴い、適正な維持管理に向けて計量システム更新工事を令和元年度、令和2年度の2か年で進めてまいりました。このたび本工事完了に伴い、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、ご報告申し上げるものでございます。

議案書の4ページ、5ページをお願いいたします。

第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費、事業名、計量システム更新工事でございます。



全体計画において、年割額合計は6,500万円、実質支出済額の計は5,836万5,402円でございます。

実績において、財源内訳の特定財源合計は、地方債4,150万円、一般財源1,686万5,402円でございます。

比較につきましては、年割額と支出済額の差は、契約差金により663万4,598円となっております。

以上、令和2年度泉北環境整備施設組合一般会計継続費精算報告書の概要説明を終わります。

○議長（貫野幸治郎君） 説明が終わりました。

本件につきまして、質疑がありましたらお受けさせていただきます。質疑の発言はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、本件につきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づく報告があったものとして処理をいたします。

○議長（貫野幸治郎君） 次に、**日程第10、議案第10号、泉北環境整備施設組合泉北クリーンセンター整備基本構想策定委員会設置条例制定について**を議題といたします。

本件につきましては、提案説明を求めます。

西井総務部長。

○総務部長（西井英明君） 総務部長の西井でございます。

ただいま議題となりました議案第10号、泉北環境整備施設組合泉北クリーンセンター整備基本構想策定委員会設置条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書7ページをお願いいたします。

制定の理由でございますが、昨今、地球温暖化防止、カーボンニュートラル、すなわち脱炭素社会に向けた取組は、国、地方の最重要課題となっております。特に、国においても、廃棄物処理施設の整備に当たっては、地域の廃棄物処理システム全体でエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減を図ることが重要であるとされています。

そこで、本組合においても、単にごみを中間処理するだけでなく、廃棄物処理に伴う環境負荷のさらなる低減を図り、地域循環共生圏や脱炭素社会の構築に寄与する一般廃棄物処理施設の整備を進めるべく、今般、本組合が基本構想を策定するに当たり、環境に関する学識経験者をはじめ幅広い知見を有する有識者が、専門的かつ幅広い観点から議論し合議する機

関として設置するため、条例制定を行おうとするものでございます。

それでは、内容につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

第1条、設置につきましては、地方自治法138条の4の規定に基づき、執行機関の附属機関として基本構想策定委員会を設置することを定めるものでございます。

第2条、所掌事務につきましては、委員会は基本構想策定のための調査検討を行い、答申または建議するものと定めるものでございます。

第3条の組織につきましては、委員6人以内で組織するもので、学識経験者、泉大津市、和泉市及び高石市の職員とし、管理者が委嘱または任命するものでございます。

第4条の委員の任期につきましては、委嘱または任命の日から令和5年5月31日まで、委員が欠けた場合の後任の委員の任期を前任者の残任期間と定めるものでございます。

第5条につきましては、委員長の互選及び職務代理の要件を定めるものでございます。

第6条につきましては、委員会の議長及び運営について定めるものでございます。

第7条では、関係者の意見の聴取等を定めるものでございます。

9ページをお願いいたします。

第8条、第9条では、守秘義務と中立の保持を定めるものでございます。

第10条では、委員会の事務局、第11条では、委任に関する事項をそれぞれ定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

附則第2項といたしまして、泉北環境整備施設組合の監査委員及び委員会等の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正として、別表の委員の名称について、法律に基づく名称と条例に基づく名称とが混在しておりましたことから、条例に基づく4件の委員名称を法律に基づき附属機関として統一し、日額9,000円と定めるものでございます。

附則第3項では、本条例は令和5年5月30日限り失効する旨定めるものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合泉北クリーンセンター整備基本構想策定委員会設置条例制定についての提案理由並びにその内容説明でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（貫野幸治郎君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんでしょうか。

高橋議員。

○6番（高橋 登君） 高橋でございます。

ただいまご提案をいただきました議案第10号、泉北環境整備施設組合泉北クリーンセンター整備基本構想策定委員会設置条例について質問をさせていただきます。

まず、有識者で構成する附属機関を設置し、審議する必要があるということで、条例設置の理由が述べられておりますけれども、複雑多岐にわたる環境行政に対応するためには、むしろ目的、審議範囲を明確に定めて、有識者を入れた検討委員会あるいは専門委員会を設置し、管理者に答申をしていく、建議をしていくと、合理的で、今回の泉北クリーンセンター整備基本構想策定の目的にかなない合理的ではないかというふうに思うのでありますけれども、改めて、今回附属機関を設置した意図と意味についてお聞かせをいただきたいと思っております。よろしく。

○議長（貫野幸治郎君） 答弁願います。

野井資源循環型社会推進課長。

○環境部資源循環型社会推進課長（野井昭彦君） 環境部資源循環型社会推進課長の野井でございます。

本基本構想の策定に当たっては、提案説明にあったとおり、単にごみを中間処理するだけでなく、廃棄物処理に伴う環境負荷のさらなる低減を図り、地域循環型共生圏や脱炭素社会等の構築に寄与する一般廃棄物処理施設の整備に向けたものと位置づけています。

今後、将来に向けてクリーンセンターをどうしていくかという大きな課題に対して、少子高齢化やコロナ禍等、現下の組合市の厳しい財政状況を鑑み、国、環境省の支援を確保すべく、この基本構想において、カーボンニュートラル、循環型社会の取組を進めながら、最少の経費で最大の効果を得ることが重要と考えております。

よって、脱炭素社会の構築や循環型社会等の取組、再生エネルギー等に精通した学識経験者等に専門的な観点からご意見をいただき、策定を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（貫野幸治郎君） 高橋議員。

○6番（高橋 登君） 今ご答弁いただいた部分は、先ほどの提案で聞かせていただいた部分で、私、今、聞かせていただいたのは、附属機関を設置した意図という意味を聞かせていただいたんです。これについてはちょっと改めてご答弁がなかったように思うんですけれども、自治法では、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査

のための機関を置くことができる。」と、これは第138条の4の3項にあるんですけども、また、第202条の3の1項には、「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関」と規定をされております。

もちろん附属機関は合議制でございまして、意思決定機関ではございませんので、提案された条例6条の4の規定は特に私は必要がないのではないかというふうに思いますけれども、さらには、3条に規定をされております組織構成につきましては、委員6名のうち3名が3市の職員の委員で構成されているというのは、管理者、執行機関から独立して意思決定することになっている附属機関としてはどのような議論の状況を、これは想定をされておるのか、このことについてご説明いただけますか。

○議長（貫野幸治郎君） 答弁よろしいですか。

石川環境部次長。

○環境部次長（石川晋一君） 繰り返しになるところもございまして、ご答弁申し上げます。

本基本構想については、執行機関である本組合が策定するものであります。この附属機関を設置した理由は、今、提案説明にもありましたけれども、やはり多岐にわたる、今後は単にごみを中間処理するだけではない大きな役割を付与する必要があると考えておりますので、やはり我々の策定するこの基本構想に、有識者のご意見をしっかりと反映させなければならない、そのように考えているからこそ、附属機関を策定し、策定を進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（貫野幸治郎君） 高橋議員。

○6番（高橋 登君） いやいや、それはよく理解をさせていただいているんです。これは附属機関ですので、一応管理者あるいは執行機関と独立して、自由に闊達に議論ができる空間を保障する機関であるということが前提なんです。その中に、執行機関である職員3人、これは合議制でありますので、ある部分では意見が分かれた場合に、6人のうち3人がこれ執行機関ですよ。執行機関の職員ですよ、そういう部分では。だから、そういった意味で3人が入って、合議をして、管理者に建議をするというのは、ちょっと附属機関としてはふさわしくないのじゃないかという質問なんです、そういう部分では。

だから、そのことに対して、いや、そうではないんだということがあるのであれば、お聞

かせをいただきたいという質問をさせていただいたんです。よろしくご答弁ください。

○議長（貫野幸治郎君） 石川環境部次長。

○環境部次長（石川晋一君） 環境部次長の石川でございます。

その辺の公平性の部分に関しましては、この条例の第9条にありますように、中立性の確保を規定しております。特定の者の利益または不利益となる行為をしてはならないというところで、一定の担保をしているというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（貫野幸治郎君） 高橋議員。

○6番（高橋 登君） これ、ちょっと担保にはならないんじゃないかというふうに私は思うんですけども、これは意見の相違で結構です、そういう部分では。だけれども、附属機関を構成する構造としては、あまりよろしくないんじゃないかというふうに思わざるを得ない。有識者と職員ですので、この構造が。

附属機関というのは、特に、やっぱり市民の透明性を高める、あるいは市民の参加を求めるということで、あるいは管理者の市民への情報公開も含めて規定をされている附属機関でありますので、そういう理念からしたら、少し問題があるのではないかというふうに思います。

本条例の提案には、私は一定問題点を指摘せざるを得ないわけではありますが、既に条例としてもう提案をされていますので、ある部分では、この条例が今後どのように運用をされていくのかというのが私は大切な部分でありまして、特に気になるところであります。

そこで、先ほど来から指摘をさせていただいた部分と併せて、附属機関が設置される理由として、これは泉北環境整備施設組合行政に住民の意思を反映させるということが、この附属機関をつくる一つの条件というんですか、要件になっておるんですよ。そういうことを考え合わせれば、会議の情報開示あるいは公開制を明確にした上で、本条例の足りない部分、先ほどからご指摘をさせていただいておる部分も含めて補足をする形で、ぜひ運用要綱を設置していただきたい。この条例はこの条例で、一応もう提案されていますので、確定をした上で、運用要綱の中に情報の公開の問題、先ほど指摘をさせていただいた問題をフォローする形で、運用要綱をぜひ設置をしていただきたいというふうに思いますけれども、そのことについてご検討いただけるかどうか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（貫野幸治郎君） 石川環境部次長。

○環境部次長（石川晋一君） 環境部次長の石川でございます。

この委員会の運営につきましても、やはりこれ議員からもあったように、独立した機関でございますので、委員会委員の皆様のご意見を聞きながら、その運営に関し必要な事項というのは別に定めてまいりたい、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（貫野幸治郎君） 高橋議員。

○6番（高橋 登君） 運用要綱をつくっていただく、要綱になるんか規程になるんかは別として、このご指摘をさせていただいた部分をフォローする形で、運用の部分について規程なり要綱を定めていっていただけるということで、ご確認をさせていただきまして、私の質問を終わっていきいたいというふうに思いますけれども……

（「議長」の声あり）

管理者。

○議長（貫野幸治郎君） 阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） いいですか、議長。

○議長（貫野幸治郎君） はい。勝手にしないでくださいね。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 議長さんのお許しを得てご答弁させていただきます。

いろいろ他の議員さんもおられますので、ぜひこれはご理解いただきたいと思うんですが、冒頭、提案説明で申し上げたとおりでございます、そこが実は大事なのであります。

今回、この基本構想をどうまとめていくか。一般的には、こういう委員会を立ち上げて、学識の方も入っていただいて一緒にやっていくということをやらなくても、基本構想をもうつくっていただく委託会社というんですか、そういったところは決まったわけですから、粛々と進めていけばいいわけでありまして。

もちろん、ほかのいろんなプロジェクトと申しますか事業について、各それぞれの市の事業でも、そういうふうな進め方してはると思う。私どももそういうふうにしていきます。こういう委員会を立ち上げて基本構想を進めるということはあまりないかなと思います。なぜこれを立ち上げるかということが大事であります。

既にお聞き及んでいただいております、提案説明でご説明申し上げますように、先ほど担当が申し上げましたけれども、基本構想の策定に当たっては、単にいわゆるごみの処分をする中間処理施設ということだけではなく、廃棄物処理に伴う環境負荷のさらなる低減を図って、地域循環共生圏や脱炭素社会等への構築に寄与する施設をつくっていきたい、つ

くっていかなければならない、これが大きなポイントであります。

昨今、ご承知のとおり、国の施策はカーボンニュートラル、そして循環型社会、脱炭素社会ということで、大きくその方針が出されております。要するに、国、環境省等のいわゆる方向性というのは、これからこういうふうなカーボンニュートラルを目指していきなさいよと。こういうごみ処分場につきましても、そういう観点でやってくださいよと。それでなければ国の支援というのは、やはりしっかり手だてというのは難しい。そういうことは口には申されておられませんけれども、要はそういう方向性でやることによって、今後の将来に向けたクリーンセンターの在り方ということ、非常に大きな事業になろうかと思いますが、国の支援というのは、これはしっかりといただかなければならない。

それは、先ほども申し上げておりますように、高石市もそうでございますけれども、構成3市、いろいろとこのコロナもございまして、あるいは少子高齢化のいろんな課題で、財政的には決して余裕ということではないと思います。そんな中で、できるだけそういう国の支援を確保するために、私どもといたしましては、脱炭素社会の構築や循環型社会の取組、あるいは再生エネルギー等の分野に、そういう精通した方向性で、学識経験者等にご意見をいただき、そしてまとめてまいりたいということでもあります。

当然、これは先ほども議員おっしゃるように、地方自治法第138条の4に基づいて進めていくわけで、当然その法律に基づいて適切にやってまいりますので、決してそういう運営、あるいは中立性、あるいは公開等のご意見につきましても、そういう法律に基づいてやってまいります。基本的にはこの委員会の運営というのは、これから立ち上げる委員さんの考え方をやはり尊重して進めてまいりたいと。これをこうしなさい、これでなければあきませんということ私どもは今申し上げるべきではないと。やはり委員会の自主性を尊重して、委員会の中でやはり進めていただくということで考えております。

もちろん、当然、この法律に基づいてやっていくわけですから、委員会、どなたが委員長をなさるかの下で、良識あるご判断いただけるというふうに私どもは思っておりますが、そういうことでよろしくお願ひ申し上げたいというのは私どもの考え方です。

以上であります。

○議長（貫野幸治郎君） 高橋議員。

○6番（高橋 登君） 管理者に改めて申し上げますけれども、そのことは、別に否定をしているわけじゃないですよ。附属機関ですから、附属機関としての体裁をちょっとは整えてくださいねという意味で言っているんです。法律に基づいて、この附属機関を設置するんで

すから、理念等を否定しているわけじゃ決してないんですよ。

これからのカーボンニュートラルのあれに向けて、今重要な時期ですので、大変、有識者あるいは学者の先生方のお知恵も拝聴しながら、管理者のほうに建議なり諮問をしていく、そういう機関ですので、しっかりとその構造をつくってくださいと。そういった意味では大事な機関だというふうに私は思いますので、改めて、先ほどの質問をさせていただきました。

ぜひ、もう何遍も質問を繰り返しませんけれども、足らずをフォローする形で、ひとつ要綱なりでつくっていただいて、それぞれ市民にも、我々にも見える形の審議会を期待しておりますので、委員会の運営については、そのようにお願いをしたいということを改めて申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（貫野幸治郎君） 他にございませんでしょうか。

田立議員。

○10番（田立恵子君） 10番、田立でございます。

設置されようとしているこの委員会の委員の構成についてお尋ねをしたいと思います。

第3条を見ますと、委員会定員6人以内で組織をするということになっておりまして、6人以内ですから、5名であったとしても、4名であったとしても、条例違反というふうなことにはならないわけですよ。

しかし、その中身を見ますと、（2）として、泉大津市、和泉市、高石市それぞれの職員さんということでありますから、この条例上の定義であります最大6人であったとしても、その半数が職員の方であるということです。それぞれ管理者、副管理者の下で職務命令を得て、その施策を推進していく、そういうお仕事をされている公務員の方々が、6人のうち3人を、最大6人だったとしても3人を占めるという委員会になるわけですね。

そして、第6条には、この会議の中で、もし意見が分かれたときにはどうするかということについても規定をされております。

第6条の4でありますけれども、会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときには、議長の決するところによるということでありまして、最大6人の委員会が開かれていて、そのうち3人の方は、それぞれの職員さんであるという形の委員会ということを考えたときに、やっぱり先ほど来から高橋議員さんが議論されているように、附属機関としての性格がこういう委員の構成で担保できるんだろうかということ、私はどう考えても疑問に思うわけですね。

やはりそれぞれの、先ほどからるるご説明いただいているように、地球温暖化、これに対



する国や地方のこれからの施策というのは喫緊の課題であるということについては誰も疑うことはありませんが、そういう中で、どういう施策を展開していくのかということについては、これは様々に議論があるわけですね。そういう中で、これから附属機関を設置して、基本構想を議論していこうとするならば、少なくとも執行機関の進めようとしている方向性については一旦フラットで、そして多種多様な意見が反映できるような形での議論がされるべきではないかなというふうに思っております。先ほどのご答弁の中で、有識者、学識経験者ですね、参加していただく、これは誰も否定をするものではないと思いますし、私も極めて重要なことだと思っておりますが、他の委員の中で、例えば環境の問題について、様々な形で取組をされている企業の方であるとか、あるいは、そういうことに強い関心を持って活動されている団体の方であるとか、そういう方を委員としてこの中に含めていくというふうな考え方はなかったのでしょうか。

そうであるとするならば、もう少し多様な意見の反映が、この基本構想策定の中に反映していくということは、どういうことをもって担保されるのか、その2点をお尋ねいたします。

○議長（貫野幸治郎君） 答弁願います。

石川環境部次長。

○環境部次長（石川晋一君） 環境部次長の石川でございます。

まず、多種多様なご意見をやはり求めていくという考えは我々も同じでございます。第7条でございますように、この業務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、様々な意見や説明を求めることができると規定しておりますので、この部分で一定担保をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（貫野幸治郎君） 田立議員。

○10番（田立恵子君） それで本当に担保できるんだろうかというふうなことを疑問を持って、委員の構成ということについてお尋ねをいたしました。

これ以上質問は繰り返しません。そういう中で、先ほど来からのご説明で繰り返されておりますように、地球温暖化、気候変動、こういった問題について、本当に一つ一つの施策がどう展開されていくのかということは極めて重要な問題でありますので、そのことは、オープンな市民的な議論が、この一つの整備基本構想をつくっていくという過程の中でも、私はされるということが重要ではないかなというふうに思っておりますので、この会議の公開

については、この条例の中に一切規定はございません。これから運営について具体的な要領を策定していただく中でも、それは委員の皆さんの中で、どういう会議の運営をしていくのかどうかということは、議論されるということは、これも当然であるとは思いますが、しかし、設置をする主体として、この会議の公開ということについてはやっぱり一定の考え方を持つのが当たり前ではないか。それは、先ほどからご説明いただいている理念と申しますか目的と申しますか、そういうことに照らしても当然ではないかと思いますが、会議の公開についての考え方をお示してください。

○議長（貫野幸治郎君） 石川環境部次長。

○環境部次長（石川晋一君） 環境部次長の石川でございます。

先ほどもありましたけれども、この会議についてはやはり独立した会議でございます。委員の皆様のご意見を聞きながら、その部分についても慎重に進めてまいりたい、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（貫野幸治郎君） 田立議員。

○10番（田立恵子君） それぞれ母市で様々な展開をされております審議会や策定委員会、検討委員会、そういったものも、今、オープンな形でされるというのが、これが通常当たり前のことになっておりますので、ましてや、こうした目的で設置をされる、基本構想をつかっていくということであれば、その過程が市民の方に見えるようにというふうな形で進められるように、そのことは、ぜひ設置する側の責任としても持っていただきたい。そのことをぜひ運営の要領の中にも盛り込んでいただくことを、私は、これは要望とさせていただきます。

以上です。

○議長（貫野幸治郎君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号、泉北環境整備施設組合泉北クリーンセンター整備基本構想策定委員会設置条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第10号については、原案どおり可決いたしました。

○議長（貫野幸治郎君） 次に、**日程第11、議案第11号、黒石最終処分場排水管布設工事請負契約の一部を変更する契約の締結について**を議題といたします。

本件につきましては、提案説明を求めます。

西田環境部長。

○環境部長（西田尚史君） 環境部長の西田でございます。

ただいま議題となりました議案第11号、黒石最終処分場排水管布設工事請負契約の一部を変更する契約の締結につきまして説明を申し上げます。

議案書の11ページをお願いいたします。

この案件につきましては、さきの議会でもご報告させていただき、補正予算としてお認めいただきましたが、今般、黒石最終処分場排水管布設工事の請負金額の一部を変更する契約の締結に際し、泉北環境整備施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事の主な変更内容につきましては、推進工事による地下水の影響により残土が汚泥となり、改良が必要となったこと、また、下流部の推進工で、巨礫によるマシンの停止に伴う追加工事等により、今回、契約金額を変更前の6億5,703万円に1億800万8,125円を増額し、変更後の金額は7億6,503万8,125円をお願いするものでございます。

なお、参考資料として、契約の相手方等お示ししておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上、何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（貫野幸治郎君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号、黒石最終処分場排水管布設工事請負契約の一部を変更する契約の締結について、原案どおり可決することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第11号については原案どおり可決いたしました。

○議長（貫野幸治郎君） 続きまして、**日程第12、議案第12号、令和3年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第2号）**についてを議題といたします。

本件につきましても、提案説明を求めます。

西井総務部長。

○総務部長（西井英明君） 総務部長の西井でございます。

ただいま議題となりました議案第12号、令和3年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の13ページをお願いいたします。

本件は、先ほどご可決いただきました泉北環境整備施設組合泉北クリーンセンター整備基本構想策定委員会設置条例制定に伴う委員報酬の追加をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3,581万4,000円とするものでございます。

同条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書に基づき、歳出よりご説明申し上げます。

18ページ、19ページの下段をお願いいたします。

3歳出、第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費につきまして、基本構想策定委員会設置条例制定に伴う委員3人について、1回分の報酬として2万7,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、上段の歳入につきましてご説明申し上げます。

2歳入、第5款諸収入、第2項雑入につきましては、有価物売却代の増収が見込まれるこ

とから2万7,000円を追加するものでございます。

以上が令和3年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（貫野幸治郎君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号、令和3年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第2号）について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号については原案どおり可決いたしました。

○議長（貫野幸治郎君） 次に、**日程第13、認定第1号、令和2年度泉北環境整備施設組合一般会計歳入歳出決算認定について**を議題といたします。

本件につきましても、事務局より内容の説明を求めます。

西井総務部長。

○総務部長（西井英明君） 総務部長の西井でございます。

ただいま議題となりました認定第1号、令和2年度泉北環境整備施設組合一般会計歳入歳出決算認定につきましてご説明申し上げます。

議案書の21ページをお願いいたします。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度本組合一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して、議会の認定を賜るものでございます。

内容につきましてご説明申し上げます。

別冊の決算書の1ページをお願いいたします。

決算の概要でございますが、令和2年度本組合一般会計歳入歳出決算は、歳入総額32億6,218万9,641円、対します歳出総額は31億2,443万1,918円、歳入歳出差引額及び翌年度繰越

額は1億3,775万7,723円、令和元年度と比較して0.54%の伸びでございます。

歳入合計といたしまして、予算現額33億6,650万円に対しまして32億6,224万5,321円を調定し、32億6,218万9,641円を収入したものでございます。

なお、前年度との歳出決算比較は3億1,458万501円、率にして11.2%の増となっております。主な理由として、黒石最終処分場排水管布設工事関連の事業費2億4,586万円が増額となったものでございます。

次に、主な決算内容を前年度と比較してご説明申し上げます。

まず、歳入よりご説明申し上げます。

2ページ、3ページをお願いします。

歳入が32億6,218万9,641円、前年度比3億1,531万5,076円、率にして10.7%の増となっております。

分担金につきましては、歳出において、ごみ処理施設に係る事業費が増となり、歳入では、ごみ処分手数料及び廃棄物発電収入等の減収により、17億4,595万7,000円、前年度比7,607万2,000円、率にして4.56%の増となっております。

負担金につきましては、平成28年6月より忠岡町のし尿及び浄化槽汚泥の委託処理を行っており、令和2年度分の事務委託料として収入したもので、処理経費の減により、54万9,000円、率にして2.22%の減となっております。この忠岡町からの負担金は2,413万円で、組合市の影響額は、泉大津市469万3,000円、和泉市1,545万2,000円、高石市398万5,000円の分担金がそれぞれ削減となったものでございます。

使用料及び手数料につきましては、ごみ処分手数料が減額となっており、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大による飲食店を中心とした時短営業や休業要請に伴い、事業系ごみ等が減少していると推測されることから、4億3,299万7,115円、前年度比2,960万2,465円、率にして9.88%の減となったものです。

国庫支出金につきましては、令和2年度、3年度の2か年で実施する焼却施設の延命化を図る施設整備総合計画書等策定業務に廃棄物処理施設整備交付金271万7,000円、平成30年に襲来した台風21号による被害に伴う災害復旧事業費補助金51万2,000円、合わせて322万9,000円が交付されたものでございます。

繰越金につきましては、1億3,702万3,148円で、前年度からの繰越金を収入したものでございます。

諸収入につきましては、主に有価物及び廃棄物発電を収入したものでございます。また、

前年度比として、有価物のペットボトル及び廃棄物発電の売却単価の下落等により、5億375万3,378円、前年度比1,737万5,288円、率にして3.33%の減となったものでございます。

組合債につきましては、フェニックス負担金、黒石最終処分場排水管布設替工事及び施工監理委託等に伴うごみ処理事業債の起債4億1,510万円を借入れしたものでございます。

以上が歳入決算の概要でございます。

次に、歳出の主な内容をご説明申し上げます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

議会費につきましては、議員報酬及び旅費、会議録作成委託料等物件費の支出ですが、コロナ禍の関係で視察を中止いたしましたことなどで、前年度比91万1,152円、率にして14.48%の減となっております。

総務費につきましては、特別職及び職員の人件費、総務管理費に要します需用費及び電算機借上料等物件費並びに監査委員費、公平委員会費に要する経費を支出し、職員の退職等により、前年度比2,078万8,779円、率にして10.38%の増となっております。

し尿処理費につきましては、年間3万9,031キロリットルの生し尿及び浄化槽汚泥の処理に要する経費といたしまして、職員の人件費及び処理薬品費、光熱水費等需用費、運転管理業務委託料等物件費並びに施設の整備工事等事業費を支出し、前処理装置整備工事の整備周期の見直しや薬品使用量の減等により、前年度比1,397万3,474円、率にして6.29%の減となっております。

ごみ処理費につきましては、前年度より焼却ごみ量が約2,525トン減、年間8万3,301トンとなり、その処理に要する経費といたしまして、職員の人件費及び処理薬品費、光熱水費等需用費、運転管理業務委託等物件費並びに施設の整備工事費等事業費を支出し、再任用職員を含む退職者数の減による人件費の減、処理薬品量減等により物件費が減となったものですが、2年目になります黒石最終処分場排水管布設工事等の事業費の増等により、前年度比3億6,328万4,762円、率にして21.6%の増となっております。

なお、さきの議会でもご報告申し上げ、お認めいただきました黒石最終処分場排水管布設工事及び施工監理業務におきまして、当初予算4億1,797万2,000円を計上しておりましたが、一部の工事区域において、想定以上の巨礫により推進マシンが停止したことで、工程に遅れが生じ、1億2,027万2,000円の継続費を翌年度に逡次繰越したものであります。

下水道費につきましては、王子川都市下水路の維持管理に要する経費といたしまして、職員の人件費及び光熱水費等物件費並びに維持管理工事費を支出し、維持管理する上で浸水対

策としての工事等の事業費及び南大阪湾岸流域承継委託料等の物件費が減となり、前年度比431万2,035円、率にして21.23%の減となっております。

公債費につきましては、し尿及びごみ処理事業債並びに公共下水道事業債の償還金で、公共下水道事業債の償還完了等により、前年度比5,029万6,379円、率にして7.41%の減となっております。

歳出合計といたしまして、予算現額33億6,650万円に対しまして、支出済額は31億2,443万1,918円で、執行率は92.8%でございます。

26ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、実質収支額は、翌年度へ繰り越すべき財源として7万2,000円を繰り越し、1億3,768万5,723円となるものでございますが、令和元年9月に発生しました公金紛失事案により不足しておりました59万6,160円は、特別職を除く全職員の補填により解消しております。

以上が令和2年度泉北環境整備施設組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（貫野幸治郎君） 説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第1号、令和2年度泉北環境整備施設組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案どおり認定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、認定第1号はこれを認定することに決定いたしました。

○議長（貫野幸治郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして管理者より発言の申出がありますので、これを許可いたします。



阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 貫野議長さんのお許しをいただきまして、閉会のご挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位におかれましては、ご提案申し上げました全ての案件につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれもご可決、ご同意、ご認定を賜りましたこと、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本日、議会役員改選に際しまして、新しく飯阪監査委員がご就任をされました。また、議会運営委員会委員につきましても、埴田議員さん、坂元議員さんがご選任を賜りました。今後、他の議員さんと共々、議員各位におかれましては、何かとご苦勞をおかけ申し上げると存じますが、どうかよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

地球温暖化防止に向けた国際的な潮流に沿って、今後、本組合もカーボンニュートラル、地域循環共生圏、脱炭素社会を目指した取組が必要となってまいります。本組合市の厳しい財政状況の下、ごみ、し尿の老朽化対策や広域行政の推進、そして、さらなるごみの減量化及び4Rの推進など、様々な課題が満載であります。それらの課題を的確に把握し、組合市とより一層連携を図りながら、今後、取組を進めていかなければなりません。

どうか議員各位におかれましては、今後とも、引き続き本組合運営に温かいご理解とご支援、ご協力を賜らんことを心からお願い申し上げまして、このコロナ禍の中、大分落ち着いてきておりますが、議員各位も非常に多忙な時期を迎えておられることだと存じます。どうか十分にお体をご自愛いただきまして、ご健勝、ご活躍を賜らんことを心からご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（貫野幸治郎君） 管理者の挨拶が終わりました。

それでは、これをもちまして令和3年泉北環境整備施設組合議会第3回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午前11時31分閉会）

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北環境整備施設組合議会議長 貫野 幸治郎

同 署 名 議 員 久保田 和 典

同 署 名 議 員 服 部 敏 男